

制定 2026.10.1	(医) 洛和会丸太町病院	RMA-0034
前回改訂	院内における写真・動画撮影および 録音等に関する規程	第 1 版
最新改訂		1/2 頁

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

本規程は、洛和会丸太町病院（以下「当院」という。）の施設内（病室、診察室、待合室、廊下、駐車場、敷地内ロータリー等を含むすべての区域）における写真撮影、動画撮影、録音等（以下「撮影等」という。）に関する取扱いを定め、患者、家族、職員その他第三者のプライバシー、肖像権および個人情報を保護するとともに、診療業務の円滑な遂行および施設の安全管理を図ることを目的とする。

第 2 条 (適用範囲)

1. 本規程は、患者、家族、付添人、面会者、職員、業者その他当院の敷地内（病室、診察室、待合室、廊下、駐車場、敷地内ロータリー等を含むすべての区域）に立ち入る全ての者に適用する。
2. 本規程のほか、当院における職員による業務上の撮影等については、就業規則及び洛和会ヘルスケアシステム個人情報保護に関する総則、品質マニュアル第 16 章個人情報の保護、個人情報取扱細則に従うものとする。

第 2 章 撮影等の基準および遵守事項

第 3 条 (撮影等の基準)

1. 当院における撮影等は、原則として禁止する。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の場合、撮影等を行うことができる。
 - (1) 事前に所定の「院内撮影・録音等許可申請書」を総合案内または担当部署に提出し、病院長の許可を得た場合
 - (2) 職員が業務上の撮影等を行う場合
 - (3) 患者本人の同意及び主治医の承諾のもと、診療・リハビリの経過記録として記録する場合
 - (4) 当院が主催するイベント等において、当院が撮影等を推奨・案内している場合

第 4 条 (禁止事項)

当院において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

1. 他の患者、家族、面会者および職員等の第三者を無断で撮影等する行為
2. 診察室、病室、処置室、カルテ画面、医療機器等、プライバシーおよび医療情報が含まれる対象を許可なく撮影等する行為
3. 当院において撮影等した記録・データ等（写真・動画・録音等すべての媒体を含み、当院における撮影等の許可の有無を問わない）を、SNS、ブログ、動画投稿サイト等インターネット上へ公開・送信し、当院または第三者の権利を侵害するおそれのある行為
4. 盗撮、隠し撮り、その他公序良俗に反する態様での撮影等

制定 2026.10.1	(医) 洛和会丸太町病院	RMA-0034
前回改訂	院内における写真・動画撮影および 録音等に関する規程	第 1 版
最新改訂		2/2 頁

第 3 章 違反者への対応

第 5 条（無断撮影等への対応手順）

1. 職員は、許可なく撮影等を行っている者（以下「無断撮影者」という。）を発見したときは、直ちに撮影等を中止するよう求めることができる。
2. 無断撮影等により取得されたデータが存在する場合、職員は無断撮影者に対し、撮影データの確認および当該データの削除を求めることができる。
3. 無断撮影者によるデータの削除は、紛失やトラブル防止のため、無断撮影者本人が自身の端末操作を求めることにより行う。

第 6 条（施設管理権に基づく退去命令等）

1. 無断撮影者が前条に基づく撮影中止要請またはデータ削除要請に応じない場合、当院は施設管理権に基づき、当該者に対し当院外への退去を命じることができる。
2. 前項の退去命令に従わない場合、または円滑な診療業務を著しく妨害した場合、速やかに警察等関係機関に通報し、必要な措置を講じる。

第 7 条（施設利用の制限等）

1. 本規程に違反した者が、当院の診療業務、安全管理その他当院の業務遂行に支障を生じさせたと当院が判断した場合、面会の制限、立ち入りの禁止その他施設利用を制限する措置を講じる。
2. 前項の違反者が当院の患者のときは、当院の診療時間内でかつ緊急対応が必要な場合以外は、全ての診療を制限する措置を講じる。

第 8 条（法的措置）

1. 無断撮影・録音またはインターネット上への無断投稿により、他の患者、職員その他の第三者のプライバシー権、肖像権または名誉が侵害された場合、当院および被害者は、不法行為（民法第 709 条）に基づく損害賠償請求等の法的措置を講じる。
2. 当院の信用を毀損する投稿や不当な拡散が行われた場合、投稿の削除要請を含め、法的措置を講じる。

第 4 章 雑則

第 9 条（規程の周知）

当院は、本規程の趣旨および内容について、院内ポスターの掲示、公式ウェブサイトへの掲載等を通じて、広く周知徹底を図る。

第 10 条（改廃）

本規程の改廃は、当院個人情報保護委員会の審議を経て、病院長が決定する。

附 則

本規程は、2026 年 10 月 1 日より施行する。